

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名	(く) 公開しないこととした部分 (け) 公開しない理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立人の主張
1	平成26年度 諮問受理第114号	平成26年8月13日 付け大政第e-24号	平成26年5月1日	大政「各件」内のいずれか不明の為 大政第249号～広聴「保有」内の24区 回答する「市民の声」(各区のもの 有)を平成22年1月順々交付を抜粋 求める。(当時は、課長代理 「窓口」対処)	政策企画室広聴担 当	平成26年5月26日付け大 政第e-8号 部分公開 決定	市民の声請求書及び回答書 平成22年1月26日港区(市民の声 No.無表記) 他23件	氏名・住所(郵便番号を含む)・電話番号・FAX番号 条例第7条第1号に該当 (説明) 上記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより特定個人 の私事に関する情報が明らかとなり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのい ずれにも該当しないため。	平成26年7月14日	処分の件は、「整合性」無く、各制度の宛先次第で説明異なるのは、不法行為。第一、大福祉第2026号「不非公開(法第50条他法事例欠如)」件、大福祉第3570号「不非公開(「神経症」事例欠如)」件大生保生第635・636・912・935・1396・1398号「不非開示」件等々「個人情報(異議申立人)」欠如次々有。 「法律第123号」大健こ第258・273・580・145号「不非公開」件等々の見解。 政策企画室広聴 代理口上「 代理から、異議申立人さんの市民の声受付拒否」は、法的根拠欠如。 市民の声請求拒否は、地公法第30条違反。(生野区「公」件の越権、「異議申立人」件の違法行為) 福祉局保護課は、「大福祉第3281号(市民の声6点)」件が、異議申立人様回答上と公益通報上相違する為、全開示せよ。「社援第2700号」レセプト解釈規定(大健福第6151号「決定書」)
2	平成26年度 諮問受理第205号	平成27年1月8日 付け大生保生第1369号	平成26年8月11日	大生保生第1099・1170号「公」件 (厚生労働省HPの「自立支援医療 (精神通院)の概要」)決定事項の 「公開請求書」求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年8月25日付け大 生保生第667号 部分公 開決定	平成24年12月26日付け及び平成25年 1月10日付け公開請求書2点	請求書に記載されている名宛人の氏名及び住所、電話番号 条例第7条第1号に該当 (説明) 名宛人の氏名及び住所、電話番号等の記載は個人に関する情報であって、 当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人 が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にす ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認 められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件(H22.2/17)以降、市民の声No.1101-12232-001-01(局見解)、1101-11587-001-01(区見解)の相違具体的明確なH19.10/7「医療要否意見書」主張するもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。 大情審査第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不 件 生野区生活支援は、法令上「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ICD-10」相違。 大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号(ネット上公開) 「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号(生活保護手帳)等々、「福祉のあらし」(冊子)
3	平成26年度 諮問受理第216号	平成27年1月8日 付け大生保生第1391号	平成26年10月10日	別添「大生保生第779号」不存在による 非公開決定通知書(H24.2/14)は、H24.3/12「不服申立 書」提出済。 「諮」通知書求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月17日付け大 生保生第979号 部分公 開決定	大生保生第873号(審査会諮問通知 書)	個人の氏名 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定 の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア・イ及び ウに該当しないため	平成26年12月9日	障害者自立支援法(当時)違反。(大生支第470号「不非開示件」大個審査第57号) 私は、自立支援医療扱い欠く元、争う職員で、そもそも、通院欠いている発行(指導)。 市民の声No.1101-10095-001-01(生活支援回答) 生活保護法第4条違反する法第50条の実施した CW。 (法第25条2項の)主治医の病状照会(指導)不要見解の大福祉第3281号「市民の声6点 回答」件有。又、943号件は、945号件の合致欠く
4	平成27年度 諮問受理第9号	平成27年5月26日 付け大総務第45号	平成27年3月6日	大阪市の情報公開(平成25年度運用 状況報告書)大阪市総務局行政部行 政課(情報公開グループ)の2公開 請求に対する決定の状況2(1)A権利 の濫用227件却下決定分全部求める。 (全体の90、1%割合示すとの10行 目有)	総務局総務課(総 務グループ)	平成27年3月20日付け大 総務第179号 部分公 開決定	公開請求却下決定通知書(平成26年 1月28日付け大総務第111号)	個人の氏名、事件番号及び仮処分決定日 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名、事件番号及び仮処分決定日は、個人に関する情報であって、 当該情報そのものにより、特定の個人を識別することができるものであ り、かつ同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないため	平成27年5月14日	昭和38年4月1日厚生省発社第123号「厚生事務次官通知」、社発第246号、社発第727号、社保第194号、社援第2700号(社発第727号・社保第117号)、「生活保護手帳」問答式・生活保護問答集等々 次官通知・告示・課長通知類、等々の答申上欠くもの法令通知多々有るのは、「目次」上の判断出来る。職員基本条例・職員倫理規則。
5	平成27年度 諮問受理第30号	平成27年6月12日 付け大総務第18号	平成27年3月6日	大阪市の情報公開(平成25年度運用 状況報告書)大阪市総務局行政部行 政課(情報公開グループ)の2公開 請求に対する決定の状況2(1)A権利 の濫用227件却下決定分全部求める。 (全体の90、1%割合示すとの10行 目有)	総務局監察課	平成27年3月18日付け大 総務第106号 部分公 開決定	公開請求却下決定通知書(平成25年 11月5日付け大総務第103号、平成 25年11月25日付け大総務第107号)	個人の氏名 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、特 定の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア、イ及 びウのいずれにも該当しないため	平成27年5月14日	昭和38年4月1日厚生省発社第123号「厚生事務次官通知」、社発第246号、社発第727号、社保第194号、社援第2700号(社発第727号・社保第117号)、「生活保護手帳」問答式・生活保護問答集等々 次官通知・告示・課長通知類、等々の答申上欠くもの法令通知多々有るのは、「目次」上の判断出来る。職員基本条例・職員倫理規則。
6	平成27年度 諮問受理第41号	平成27年6月24日 付け大市民第225号	平成27年3月6日	大阪市の情報公開(平成25年度運用 状況報告書)大阪市総務局行政部行 政課(情報公開グループ)の2公開 請求に対する決定の状況2(1)A権利 の濫用227件却下決定分全部求める。 (全体の90、1%割合示すとの10行 目有)	市民局総務課(総 務グループ)	平成27年3月20日付け大 市民第1012号 部分公 開決定	公開請求却下決定通知書(平成25年 12月24日付け大市民第6181号) 公開請求却下決定通知書(平成25年 12月24日付け大市民第6182号) 公開請求却下決定通知書(平成26年 1月31日付け大市民第6211号) 公開請求却下決定通知書(平成26年 1月31日付け大市民第5223号) 公開請求却下決定通知書(平成26年 3月19日付け大市民第5265号)	個人の氏名 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、特 定の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア、イ及 びウのいずれにも該当しないため	平成27年5月14日	大市民第6167号「 弁護士の、 様の回答書」、答申第332号の市民局事案は、「弁護士相談記録票」自体欠く。 大市民第4号「不存在による非開示決定通知書」添付。 市民サービスは、最善の利益尽くす。 の、大市民第6110号「全弁護士相談記録票」各弁護士の当該事案の判断とすり。 より、大市民第6121号は、職員作成(H23.2月)の為、弁護士関知無し。
7	平成27年度 諮問受理第46号	平成27年6月29日 付け大生保生第319号	平成27年3月6日	大阪市の情報公開(平成25年度運用 状況報告書)大阪市総務局行政部行 政課(情報公開グループ)の2公開 請求に対する決定の状況2(1)A権利 の濫用227件却下決定分全部求める。 (全体の90、1%割合示すとの10行 目有)	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月19日付け大 生保生第1784号 部分公 開決定	公開請求却下決定通知書 平成25年 5月9日付け大生保生第141号 他24 件	個人の氏名 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定 の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア・イ及び ウに該当しないため	平成27年5月14日	昭和38年4月1日厚生省発社第123号「厚生事務次官通知」、社発第246号、社発第727号、社保第194号、社援第2700号(社発第727号・社保第117号)、「生活保護手帳」問答式・生活保護問答集等々 次官通知・告示・課長通知類、等々の答申上欠くもの法令通知多々有るのは、「目次」上の判断出来る。職員基本条例・職員倫理規則。
8	平成27年度 諮問受理第50号	平成27年7月15日 付け大総務第e-91号	平成27年3月6日	大阪市の情報公開(平成25年度運用 状況報告書)大阪市総務局行政部行 政課(情報公開グループ)の2公開 請求に対する決定の状況2(1)A権利 の濫用227件却下決定分全部求める。 (全体の90、1%割合示すとの10行 目有)	総務局行政課(情 報公開グループ)	平成27年3月20日付け大 総務第e-349号 部分 公開決定	公開請求却下決定通知書(平成25年 5月16日付け大総務第e-16号 他 9件)	個人の氏名 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、特 定の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア、イ及 びウのいずれにも該当しないため	平成27年5月14日	昭和38年4月1日厚生省発社第123号「厚生事務次官通知」、社発第246号、社発第727号、社保第194号、社援第2700号(社発第727号・社保第117号)、「生活保護手帳」問答式・生活保護問答集等々 次官通知・告示・課長通知類、等々の答申上欠くもの法令通知多々有るのは、「目次」上の判断出来る。職員基本条例・職員倫理規則。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名	(く) 公開しないこととした部分 (け) 公開しない理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立人の主張
9	平成27年度 諮問受理第103号	平成28年1月13日 付け大生保生第 1049号	平成26年9月11日	生野区生活支援は、受付番号1107号「公開請求書」の決定求め拒否する為、再度の請求行い「決定交付」せよ。(別添分)尚、旧年より、「権利の濫用」再三数十件との差異示す。「公開決定書」と合わず決定求める	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月22日付け大生保生第811号 部分公開決定	公開請求書17件 大生保生第1055・1056・1057・1085・1086・1168・1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317・1382・1398・353・415号に係るもの	個人の氏名並びに公開請求書中の「住所又は居所」欄、「氏名及び連絡先」欄及び「電話番号」欄の情報 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名並びに公開請求書中の「住所又は居所」欄、「氏名及び連絡先」欄及び「電話番号」欄の情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア・イ及びウに該当しないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件(H22.2/17)以降、市民の声No.1101-12232-001-01(局見解)、1101-11587-001-01(区見解)の相違具体的明確なH19.10/7「医療要否意見書」主張示すもの但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。大情審査第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件 生野区生活支援は、法令上「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ICD-10」相違。大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号(ネット上公開)「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号(生活保護手帳)等々、「福祉のあらし」(冊子)

(注) 1 (え) 欄及び(さ) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。